

## 学校教育審議会教育公聴会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この規定は、学校教育審議会が主催する教育公聴会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続き)

第2条 会を傍聴しようとする者は、受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 会を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い、指定の席に着かなければならぬ。

### (会を傍聴しようとする者の人数の制限)

第3条 会場の事情により会を傍聴しようとする者的人数を制限することができる。

### (会場に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 刀物その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 垂れ幕、鉢巻きその他これらに類する物を携帯又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (会を傍聴する者の守るべき事項)

第5条 会を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会における発言に批評を加え、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 鉢巻きその他これに類する物を着用する等示威行為をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等騒音を立てないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーその他これらに類する物を着用しないこと（病気その他の理由により会長の許可を受けた場合を除く。）。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話その他電源により音声を発する機器を携帯する場合は、あらかじめ電源を切ること。
- (7) 会の撮影及び録音をしないこと（報道関係者が主催者の許可を受けた場合を除く。）。
- (8) その他会の秩序を乱し、又は会の進行の妨害若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

### (会を傍聴している者の退場)

第6条 会を傍聴している者は、この規定に違反し、主催者から退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。